

「申請に対する処分」 基準等公開票（条例又は規則）

| | | |
|----------|---|--|
| 許認可等の名称 | 堺市立男女共同参画センターの使用料等の減免 | |
| 根拠条例等・条項 | 堺市立男女共同参画センター条例第10条 堺市立男女共同参画センター条例施行規則第13条 | |
| 所 管 課 | ダイバーシティ推進部 | ダイバーシティ企画課 |
| 審 査 基 準 | <p>○堺市立男女共同参画センター条例 (使用料の減免) 第10条 市長は、特別の理由があると認めるときは、前条第1項又は第2項の使用料を減額し、又は免除することができる。</p> <p>○堺市立男女共同参画センター条例施行規則 (使用料の減免) 第13条 条例第10条の規定により使用料を減額し、又は免除することができる場合及びその減免額は、次のとおりとする。 (1) 本市が主催し、又は共催する行事のために使用するとき。 全額 (2) 条例第16条の規定によりセンターの管理を行う指定管理者が主催する行事のために使用するとき。 全額 (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が公益上特にその必要があると認めるとき。 全額又は半額 2 条例第10条の規定により使用料の減額又は免除を受けようとする者は、堺市立男女共同参画センター使用料減免申請書（様式第4号）により市長に申請しなければならない。この場合において、市長は、必要があると認めるときは、減額又は免除について、参考となる資料を添付させることがある。</p> | |
| 標準処理期間 | 標準処理期間 | 即日(または審査に相当の期間が必要な場合は、申請者に対し調査等に要する期間を通知する。) |
| | 標準処理期間を設定できない理由 | |